

注 意 事 項

【契約解除日】

賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。

【退去明渡し】

退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。

【賃料等】

契約解除日以前に住宅を退去されても、契約解除日までいただきます。

【公共料金等】

電気、ガス、水道および電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。

【敷金の返金】

敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後 1カ月以内に貸主より、指定口座にお振込みいたします。

【退去日の変更】

一度ご通知いただいた退去日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。次の引越日が未定の場合、余裕をもって退去日を設定してください。